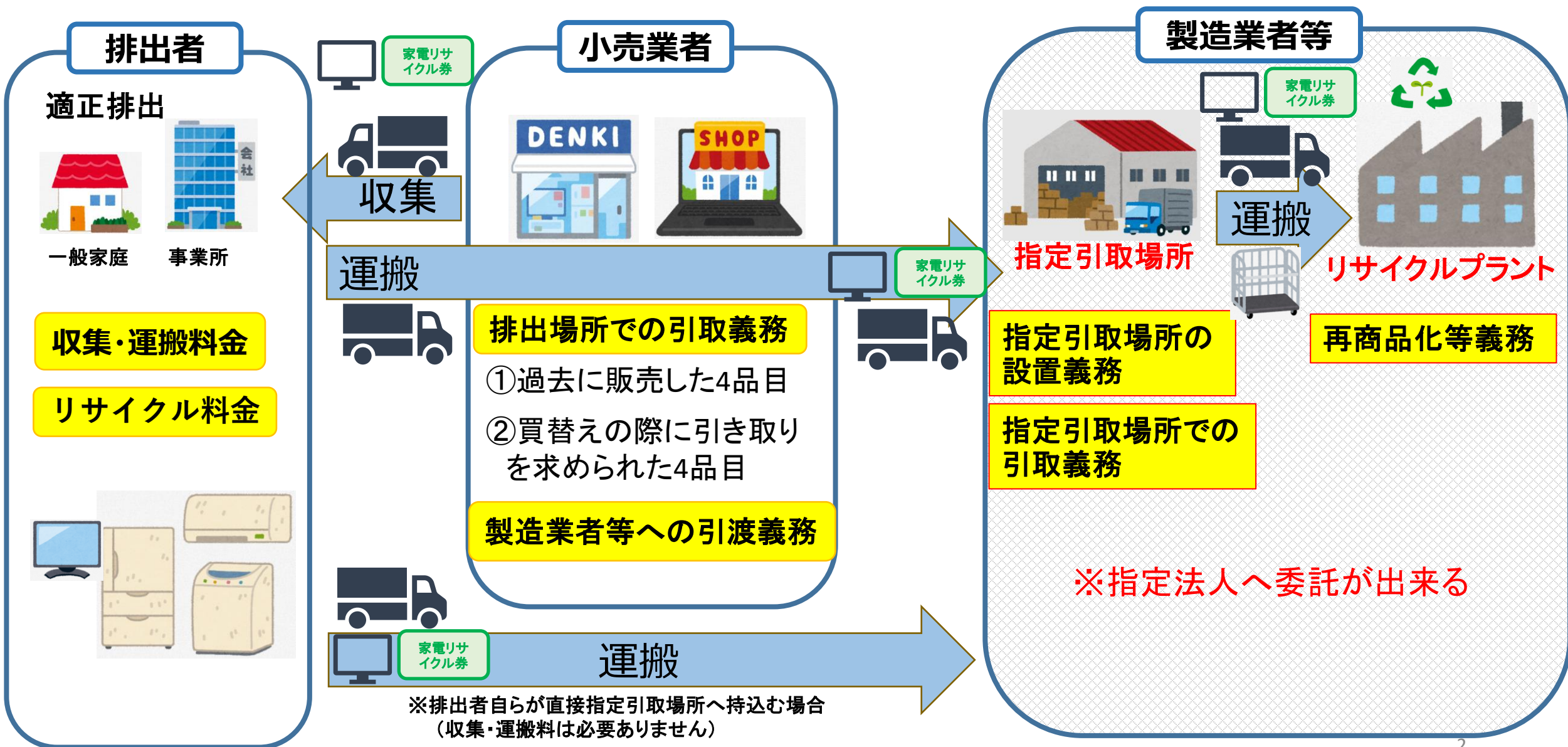


家電リサイクル業務委託 について

2024年4月

一般財団法人家電製品協会
指定法人業務センター

家電リサイクル法に基づく処理フロー



1. 家電リサイクル業務の委託

- ◆この度は、家電リサイクル業務の委託に関し、お問合せいただきまして、ありがとうございます
- ◆委託の手続き等につきまして、次ページ以降説明させていただきます
- ◆まず、ご説明に入る前に以下前提の確認項目が全て“はい”であることをご確認ください
いずれかが“いいえ”の場合は、これからご説明する内容とは別な対応が必要となりますので、お問合せください

前提の確認	はい	いいえ	ご説明
① 製品は、 家庭用として製造(販売) している	✓		これらが“いいえ”の場合は、御社の製品は家電リサイクルの対象ではございません
② 製品は、エアコン、テレビ（液晶・有機EL・プラズマ式/ブラウン管式）、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機、のいずれかである	✓		
③ 委託をする製品の、委託前の直前3年間の製造・輸入の合計台数は、以下未満である エアコン : 90万台 テレビ : 90万台 冷蔵庫・冷凍庫 : 45万台 洗濯機・衣類乾燥機 : 45万台	✓		これが“いいえ”の場合は、家電製品協会に委託することはできません。御社自身で行うか、あるいは家電製品協会以外の第三者へ委託していただく必要がございます

2. リサイクル責務の対象となる品目

品目区分

エアコン

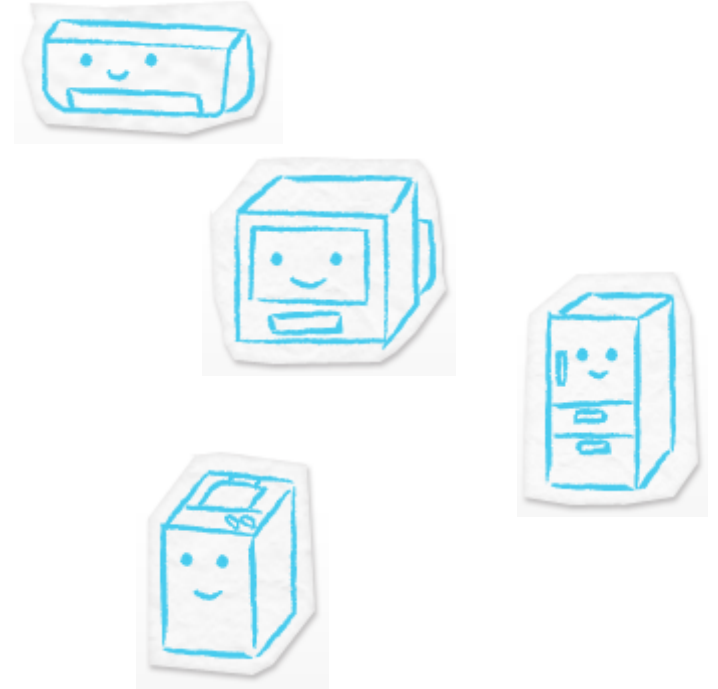
テレビ（小:15インチ以下） 液晶・有機EL・プラズマ式/ブラウン管式

テレビ（大:16インチ以上） 液晶・有機EL・プラズマ式/ブラウン管式

冷蔵庫・冷凍庫（小：170リットル以下）

冷蔵庫・冷凍庫（大：171リットル以上）

洗濯機・衣類乾燥機



※家庭用として販売する製品が対象になります。業務用は対象外です。

責務対象は、あくまでも品目が基準になります

- 責務対象となる品目は、現在継続反復して製造・輸入しているものです(或いはこれから開始)
- 過去に製造・輸入していたが、現在は終息しているものは対象外です（テレビ、冷蔵庫の場合は、過去に扱われ終息している“小”或いは “大”がございましたら、それらのリサイクル料金の設定も必要となります）

3. 家電リサイクル法における製造業者等(メーカー)の義務

- ①リサイクル料金を設定すること
- ②設定したリサイクル料金を公表すること・・・第20条
- ③指定引取場所*を設置し、公表すること・・・第29条
- ④小売業者から指定引取場所に引渡された廃家電品を引取ること
・・・第17条
- ⑤引取った廃家電品のリサイクルを実施すること・・・第18条
- ⑥管理票(家電リサイクル券)の回付と写しを保管すること・・・第43条

指定法人への
委託の範囲

*廃棄家電品を一時的に集積する場所

指定法人に委託する以外で義務を実施する選択肢

1. 御社自身で実施
2. 第三者（リサイクルを実施している他社等）に委託し実施

3.1 家電リサイクル法における製造業者等(メーカー)の義務

- ①再商品化(リサイクル)実施状況の公表・・・第22条2項
- ②特定家庭用機器の製造等をした者としての表示・・・第26条
(PSEマーク及び家庭用品品質表示法)
- ③年度毎の再商品化等実績の帳簿の保存(5年間)・・・第51条
- ④主務省への再商品化等の状況等報告(報告徴収)・・・第52条
- ⑤その他、指導・助言・勧告・命令・罰金等



委託範囲外

4. 指定法人に委託いただく際、締結する2契約

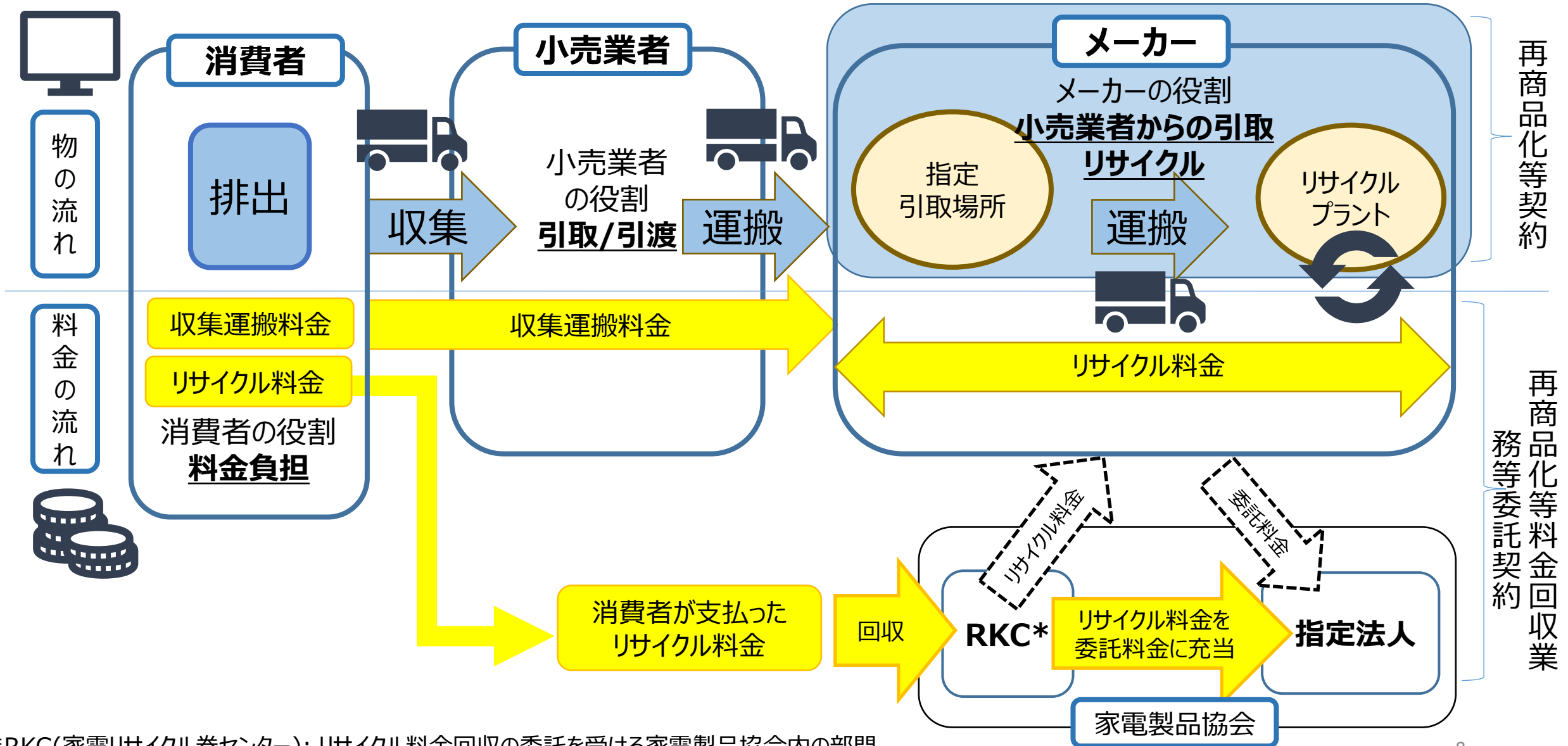
①再商品化等契約：**指定法人**にメーカーとしての義務全般を委託するための契約

②再商品化等料金回収業務等委託契約：**RKC（家電リサイクル券センター）**に
リサイクル料金回収を委託するための契約
※RKCシステム会員

「小売業者が消費者より預かっているリサイクル料金」をメーカーが回収し、その料金をリサイクルを実施することが基本です

RKCが御社に代わってその料金を回収し、それを指定法人にお支払頂く委託料金に充当するために、本契約を締結いただきます

5. 家電リサイクル法に基づく処理フロー及び関連する契約



6. 詳しい内容のお問い合わせについて

その他、詳しい内容についてお知りになりたい方は、下記アドレスまでメールにて
「貴社・団体名」「部署名」「ご担当者名」「住所」「電話番号」「メールアドレス」をご連絡ください。

shitei_contact@aeha.or.jp

お送りいただいたメールアドレス宛にご連絡をさせていただきますが、直接電話にてご連絡をさせていただく場合もございますので、お電話番号もお送りください。

お問い合わせへのご対応は数日かかる場合がございます。何卒ご了承下さい。

お問合せ内容として、委託についてのご質問内容、または「業務委託希望」とご記入ください。

10. その他

小売業者の責務

輸入と同時に販売（インターネット通販も含む）を行っている場合は、小売業者としての義務が発生いたします。指定法人の業務委託とは、別になります。下記の資料をご参照ください。

インターネット販売事業者・通信販売事業者向け説明会資料（ページ下部）
資料1～資料4

https://www.meti.go.jp/policy/it_policy/kaden_recycle/shiryousyu/shiryou.html

（経済産業省のサイトがひらきます）

参考サイト

家電4品目正しい処分早分かり！（経済産業省）

https://www.meti.go.jp/policy/it_policy/kaden_recycle/fukyu_special/index.html

3秒でえらべる家電の捨て方(家電4品目の正しい処分の方法をご案内しています)

<https://www.aeha-kadenrecycle.com/select>

家電リサイクル券センター(家電リサイクル券他についてはこちら)

<https://www.rkc.aeha.or.jp>